

発行元：大阪市環境局

令和8年2月28日現在の活動団体数	
資源集団回収団体	2361
コミュニティ回収団体	125

BACK NUMBER
バックナンバー

これまで発行したものを
ご覧いただけます



進めよう！ごみ減量・3R！



コミュニティ回収通信

コミュニティ回収
資源集団回収

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの活動に関する
年間実績報告兼奨励金支給申出書の申請は

令和8年4月30日が提出期限です

コミュニティ回収または資源集団回収の年間実績報告兼奨励金支給申出書等は必ず提出期限までにお住まいの行政区を担当する環境事業センターまでご提出いただきますようお願いいたします。



ご確認のうえでご提出をお願いします。

1 取引伝票（第5号の1または第5号の2様式）

- 団体名は届出の団体名と完全に一致していますか？
(○)「第一振興町会」≠「第1振興町会」(×)
- 事業者の押印はありますか？
(日付や氏名又は代表者氏名も記入されていますか?)
- 取引伝票が修正されている場合、事業者の訂正印が押されていますか？
(修正ペン等での修正は不可です。)



2 振込口座の確認と通帳のコピー

- 通帳のコピーは表紙ではなく、1ページ目の見開きをコピーしてください。
(団体名と口座名義の相違はありませんか?)



口座名義が
カタカナで書かれて
いるページをコピー
してください！



振込完了（9月中旬頃）まで解約や名義変更はしないでください！



代表者の変更などでやむを得ず口座名義を変更される場合は各環境事業センターまでご相談ください。

代表者に変更があった場合など届出内容に変更が生じた時は、**10日以内**に
変更届出書（第2号の1または第2号の3様式）を**環境事業センター**へ提出してください。

例年、年間実績報告兼奨励金支給申出書の提出時に報告される団体が多くあります。

団体の代表者など届出いただいている内容に変更が生じた時は、必ず**10日以内**にお住まいの行政区を担当する環境事業センター（下表参照）へ本市指定の変更届出書（第2号の1または第2号の3様式）のご提出をお願いします。もし変更届出書の提出をお忘れの場合は、環境事業センターまでご相談ください。

代表者を変更した場合は**変更後の代表者が確認できる書面**を添付してください。

※団体名、役職名、氏名、変更日（任期の期間）がすべて記載されているもの

（例）「役員の名簿」や「総会の議事録」など

「第2号の1または第2号の3様式」

「変更後の代表者が確認できる書面」

ルシアスマンション管理組合

役員名簿

任期
令和8年4月1日～令和8年3月31日

理事長 環境 太郎
副理事長 大阪 市朗
副理事長 阿倍 野子
会計 資源 回収

団体名は届出のある名称と全く同じでなければなりません。

変更日（任期など）の記載は必須です。

代表者氏名は姓、名まで記載している必要があります。

コミュニティ回収
資源集団回収回収

各種様式は大阪市ホームページよりダウンロードできます

大阪市ホームページ「コミュニティ回収および資源集団回収に関する各種様式等について」

<https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000665793.html>

年間実績報告兼奨励金支給申出書(Microsoft EXCEL版)を本市ホームページの「コミュニティ回収および資源集団回収に関する各種様式等について」のページに掲載していますので、パソコン等により作成される場合は、ぜひご利用ください。



コミュニティ回収・資源集団回収に関するお問い合わせは、お住まいの地域を担当する環境事業センターまで

東北環境事業センター	北区・都島区・淀川区・東淀川区	☎ 6323-3511	西部環境事業センター	西区・港区・大正区	☎ 6552-0901
			東部環境事業センター	東成区・生野区	☎ 6751-5311
城北環境事業センター	旭区・鶴見区・城東区	☎ 6913-3960	西南環境事業センター	住之江区・住吉区	☎ 6685-1271
西北環境事業センター	福島区・此花区・西淀川区	☎ 6477-1621	南部環境事業センター	阿倍野区・西成区	☎ 6661-5450
中部環境事業センター	天王寺区・東住吉区	☎ 6714-6411	東南環境事業センター	平野区	☎ 6700-1750
中部環境事業センター出張所	中央区・浪速区	☎ 6567-0750	家庭ごみ減量課		☎ 6630-3259